

## 千葉市市税等徴収員の職務に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、法令等に定めるもののほか、市税等徴収事務に従事する千葉市市税等徴収員の職務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 千葉市東部市税事務所納税第一課及び納税第二課並びに千葉市西部市税事務所納税第一課及び納税第二課に、各課1人ずつ千葉市市税等徴収員(以下「徴収員」という。)を配置する。

2 徴収員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

(職務)

第3条 徴収員は、次に掲げる職務に従事する。

(1) 市税(市民税とあわせて賦課徴収する県民税を含む。)、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料及び下水道使用料(以下「市税等」という。)並びに市税等に係る延滞金の臨戸による収納(他の課の所管に属するものを除く。)に関すること。

(2) 市税等の臨戸による口座振替の加入促進に関すること。

(3) 市税等の未納者に係る臨戸による居住状況等の実態調査に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、所属する課の課長(以下「所属長」という。)が必要と認める職務。

(千葉市市税等徴収員証)

第4条 徴収員には、所属長から千葉市市税等徴収員証(別紙様式)(以下「徴収員証」という。)を交付する。

2 徴収員は、職務に従事するときは、常に徴収員証を携帯し、関係者の求めに応じ、これを提示しなければならない。

3 徴収員は、徴収員証を紛失若しくは汚損し、又は他人に貸与してはならない。

4 徴収員は、退職したときは、速やかに徴収員証を所属長に返還しなければならない。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、財政局税務部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 千葉市市税徴収嘱託員設置要綱(平成18年4月1日施行)は、廃止する。

## 別紙様式

(表)

<b>千葉市市税等徴収員証</b>	
写真	所 属
	氏 名
	生年月日                      年   月   日
上記の者は、千葉市市税等徴収員であることを証明する。	
年   月   日	
千葉市長                      印	

(裏)

<b>注意事項</b>
1 本証は、市税（市民税とあわせて賦課徴収する県民税を含む。）、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料及び下水道使用料（以下「市税等」という。）並びに市税等に係る延滞金の臨戸による収納等（他の票の所管に属するものを除く。）に従事する場合は常に携帯しなければならない。
2 本証は、関係人の請求があったときは、何時でもこれを提示すること。
3 本証は、紛失若しくは汚損し、又は他人に貸与しないこと。